

# 石川県公報

平成30年11月2日

第13153号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目 次

<b>告 示</b>		○県道の区域の変更 (道路整備課) 4
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業者の所在地の変更の届出 (厚生政策課) 1		○県道の供用の開始 (同) 5
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業者の所在地の変更の届出 (同) 1		○道路の占用を制限する区域の指定 (同) 5
○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 (長寿社会課) 2		<b>公 告</b>
○指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (同) 2		○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課) 5
○保安林の指定予定 (森林管理課) 2		○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業安全課) 6
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (水産課) 3		○公共測量実施公告 (監理課) 6
		○公共測量実施公告 (同) 6
		○第47回採石業務管理者試験合格者 (河川課) 6
		<b>公安委員会</b>
		○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 7

## 告 示

### 石川県告示第467号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業者の所在地を変更した旨の届出があった。

平成30年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者			居 宅 介 護 事 業 所		変 更 年 月 日
名 称		主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 悠輝会	新	野々市市郷2丁目220番地	悠輝会訪問介護ステーションてらす	野々市市郷1丁目131番地	平成30年 10月1日
	旧	金沢市疋田1丁目213番地			
医療法人社団 悠輝会	新	野々市市郷2丁目220番地	悠輝会訪問看護ステーションかがやき	野々市市郷2丁目220番地	平成30年 10月1日
	旧	金沢市疋田1丁目213番地			

### 石川県告示第468号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業者の所在地を変更した旨の届出があった。

平成30年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者			居 宅 介 護 事 業 所		変 更 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人社団 悠 輝会	新	野々市市郷2丁目220番地	悠輝会訪問介護ステー ションてらす	野々市市郷1丁目131 番地	平成30年 10月1日
	旧	金沢市疋田1丁目213番地			
医療法人社団 悠 輝会	新	野々市市郷2丁目220番地	悠輝会訪問看護ステー ションかがやき	野々市市郷2丁目220 番地	平成30年 10月1日
	旧	金沢市疋田1丁目213番地			

**石川県告示第469号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1760791283	有限会社 長岡	仁泉訪問看護ステーション 羽咋市島出町フ95番地2	訪問看護	平成30年 10月15日

**石川県告示第470号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1760791283	有限会社 長岡	仁泉訪問看護ステーション 羽咋市島出町フ95番地2	介護予防訪問看護	平成30年 10月15日

**石川県告示第471号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 保安林予定森林の所在場所  
輪島市大野町坂東山1007の2
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

1 保安林予定森林の所在場所  
鳳珠郡能登町字当日四老字62、63

2 指定の目的  
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 保安林予定森林の所在場所

輪島市西山町八字29、30、32の甲、32の乙、33の甲、33の乙、37の甲、37の乙、38の甲、38の乙、42、九字10の甲、10の乙

2 指定の目的  
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 石川県告示第472号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成30年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 西海第1加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町西海風戸ヌの8番地2 有限会社 大興丸水産

羽咋郡志賀町西海風戸イの27番地1 大漁丸水産 有限会社

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区(西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜の区域に限る。)

(3) 区分

総トン数10トン以上の漁船を使用して営む小型まき網漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号。以下「規則」という。)第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

平成30年11月2日

2 西海第1加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町西海風戸ヌの54番地7 西海丸定置 株式会社

羽咋郡志賀町西海風無レの4番1号地 坂本 睦夫

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区(西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜の区域に限る。)

(3) 区分

大型定置漁業又は総トン数10トン以上の漁船を使用して営む底びき網漁業若しくは総トン数5トン以上20トン未満の漁船を使用して小型ベにずわいがにかご漁業、かご漁業及び底びき網漁業を併せ営む漁業

(4) 規則第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

平成30年11月2日

3 西海第1加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町西海風戸ハの215番地の甲 柿本 秀樹

羽咋郡志賀町西海風無リの55番地の2 久木 喜久彦

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区(西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜の区域に限る。)

(3) 区分

法第104条第2号に掲げる漁業のうち総トン数5トン未満の漁船により行う漁業

(4) 規則第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

平成30年11月2日

4 西海第2加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町赤崎レの3番地 木村 豊男

羽咋郡志賀町小窪1の82番地 木村 巧

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区(赤崎、小窪、鹿頭、笹波及び前浜の区域に限る。)

(3) 区分

法第104条第2号に掲げる漁業のうち総トン数3トン以上10トン未満の漁船により行う漁業

(4) 規則第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

平成30年11月2日

石川県告示第473号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成30年11月2日から同月16日まで縦覧に供する。

平成30年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
能都内浦線	鳳珠郡能登町字真脇壺四字53番1地先から 鳳珠郡能登町字小木一丁目145番地先まで 及び 鳳珠郡能登町字真脇壺五字26番1地先から 鳳珠郡能登町字小木口字26番1地先まで	旧	4.49~77.02 及び 12.33~77.02	931.8 及び 628.4	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	10.40~96.26	931.8	

## 石川県告示第474号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。  
なお、その関係図面は、平成30年11月2日から同月16日まで縦覧に供する。

平成30年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
能都内浦線	鳳珠郡能登町字真脇壺五字8番4地先から 鳳珠郡能登町字小木一丁目145番地先まで	平成30年11月11日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

## 石川県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。  
なお、その関係図面は、平成30年11月2日から同月16日まで縦覧に供する。

平成30年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
県道	能都内浦線	鳳珠郡能登町字真脇壺四字53番1地先から 鳳珠郡能登町字小木一丁目145番地先まで	奥能登土木総合事務所維持管理課

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

## 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占用の制限の開始の期日

平成30年11月2日

## 公 告

## 特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成30年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 申請のあった年月日

平成30年10月9日

## 2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 石川県小型船安全協会

## 3 代表者の氏名

岡川 純一郎

## 4 主たる事務所の所在地

金沢市駅西新町3丁目8番36号

## 5 定款に記載された目的

本会は、海や水際を利用する者たちの安全確保、環境の保全と整備、および文化創造に関する事業を行い、海難の未然防止と、利用者のモラルある行動を促進し、レクリエーションやスポーツの健全な振興に寄与することを目的とする。

## 地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

平成30年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

石川スズエ販売株式会社

杭田 節夫

金沢市黒田二丁目373番地

## 2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類  
登録台帳から抹消された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
猪 谷 清 志	かほく市宇気タ44-15	玄米

## 公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、能美市吉原釜屋土地区画整理組合設立準備委員会委員長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (土地区画整理事業にともなう基準点) (測量、平面測量、出来形確認測量)	平成30年10月22日から 平成33年10月22日まで	能美市吉原釜屋町

## 公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、金沢地方務局長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (不動産登記法第14条第1項地図作成)	平成30年11月1日から 平成31年2月28日まで	金沢市元町二丁目、浅野本町一丁目、 二丁目ほか

## 第47回採石業務管理者試験合格者

平成30年10月12日に実施した第47回採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成30年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

受験番号

(石) 1、(中) 1

## 公 安 委 員 会

### 石川県公安委員会告示第115号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成30年11月2日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）羽咋警察署管内の表に次のように加える。

148	東釜屋	羽咋市東釜屋町松35番地先	H30.10.2
-----	-----	---------------	----------

別表第1（信号機の設置場所）輪島警察署管内の表に次のように加える。

88	宅田町	輪島市宅田町12字1番地先	H30.10.2
----	-----	---------------	----------

別表第18（駐車禁止）金沢中警察署管内の表41の項を次のように改める。

41	市道弥生1丁目 線20号	金沢市弥生1丁目10番11号先から 金沢市弥生1丁目26番1号先まで	約165 メートル	終日	車両
----	-----------------	---------------------------------------	--------------	----	----

別表第1（信号機の設置場所）輪島警察署管内の表50の項を次のように改める。

50	削 除
----	-----

別表第18（駐車禁止）白山警察署管内の表4の項を次のように改める。

4	削 除
---	-----

